

議案第2号

東郷町個人情報保護法施行条例等の一部改正について

東郷町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、刑法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

(東郷町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 東郷町個人情報保護法施行条例(令和4年東郷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年東郷町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東郷町職員の給与に関する条例(昭和35年東郷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町土質等規制条例の一部改正)

第4条 東郷町土質等規制条例(平成17年東郷町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町土採取規制条例の一部改正)

第5条 東郷町土採取規制条例(平成17年東郷町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正)

第6条 東郷町ラブホテル等建築規制条例(平成16年東郷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例の一部改正)

第7条 東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例(平成29年東郷町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第59条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町消防団条例の一部改正)

第8条 東郷町消防団条例(昭和63年東郷町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 東郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年東郷町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案の概要

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

次の条例に規定する「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めること。

- (1) 東郷町個人情報保護法施行条例（附則第3条関係）
- (2) 東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例（第16条関係）
- (3) 東郷町職員の給与に関する条例（第20条の2及び第20条の3関係）
- (4) 東郷町土質等規制条例（第31条関係）
- (5) 東郷町土採取規制条例（第28条関係）
- (6) 東郷町ラブホテル等建築規制条例（第12条関係）
- (7) 東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（第59条関係）
- (8) 東郷町消防団条例（第6条関係）
- (9) 東郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第6条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和7年6月1日から施行すること。
- (2) 施行日前にした行為に対する処罰の適用等について経過措置を設けること。